

添付

島根原子力発電所 2号機 第18回定期事業者検査計画

島根原子力発電所 2号機（沸騰水型、定格電気出力 82万キロワット）は、下記のとおり 2026年2月9日から第18回定期事業者検査を実施いたします。

記

1. 定期事業者検査期間

2026年2月9日から2026年9月4日

なお、発電停止期間は2026年2月9日～2026年8月6日の予定

2. 定期事業者検査を実施する施設

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) その他発電用原子炉の附属施設
 - 非常用電源設備
 - 常用電源設備
 - 補助ボイラー
 - 火災防護設備
 - 浸水防護設備
 - 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るもの）を除く。)
 - 非常用取水設備
 - 緊急時対策所

3. 定期事業者検査期間中に実施する主な工事

- (1) 特定重大事故等対処施設設置工事
- (2) 燃料取替
- (3) タービン電気油圧式制御装置取替工事
- (4) 給水流量制御装置取替工事
- (5) 原子炉隔離時冷却系制御装置取替工事
- (6) 電気ペネトレーションのモジュール取替工事
- (7) 原子炉圧力容器他点検

別紙

別紙-1 島根原子力発電所 2号機 第18回定期事業者検査工程表

別紙-2 定期事業者検査内容について（2号機第18回定期事業者検査）

以上

島根原子力発電所2号機 第18回定期事業者検査工程表

2026年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
▽ 発電停止 (2/9) <input type="checkbox"/> 原子炉圧力容器蓋取外し <input type="checkbox"/> 全燃料取出							▽ 総合負荷性能検査 (9/4) ▽ 定格熱出力運転 <input type="checkbox"/> 出力上昇 ▽ 発電開始 (8/6) ▽ 試運転開始 ▽ 原子炉起動 <input type="checkbox"/> 起動準備 <input type="checkbox"/> 原子炉圧力容器蓋取付 <input type="checkbox"/> 全燃料装荷
							特定重大事故等対処施設開通工事
							<input type="checkbox"/> 原子炉圧力容器他点検

定期事業者検査内容について
(2号機 第18回定期事業者検査)

1. 定期事業者検査実施内容

(1) 原子炉本体

原子炉圧力容器の蓋を開放し、炉内構造物および燃料の点検を行い、その健全性を確認する。また、原子炉圧力容器の溶接部については、非破壊検査および漏えい検査を行い、その健全性を確認する。

(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

燃料取扱装置および燃料プール冷却装置の点検手入れを行うとともに作動試験の機能検査を行い、その健全性を確認する。

(3) 原子炉冷却系統施設

非常用炉心冷却装置を含む原子炉冷却系統施設の点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査を行い、その健全性を確認する。また、原子炉再循環系配管等の溶接部については、非破壊検査および漏えい検査を行い、その健全性を確認する。

(4) 計測制御系統施設

制御棒駆動装置および核計測装置等の点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査を行い、その健全性を確認する。

(5) 放射性廃棄物の廃棄施設

廃棄物処理設備等の点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査を行い、その健全性を確認する。

(6) 放射線管理施設

放射線管理用計測装置および換気設備の点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査を行い、その健全性を確認する。

(7) 原子炉格納施設

可燃性ガス濃度制御系および窒素ガス制御装置等の点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査および全体漏えい率検査を行い、その健全性を確認する。

(8) その他発電用原子炉の附属施設

非常用電源設備、常用電源設備および補助ボイラーの点検手入れを行うとともに作動試験等の機能検査を行い、その健全性を確認する。

2. 定期事業者検査期間中に実施する主な工事

(1) 特定重大事故等対処施設設置工事

現在建設中の特定重大事故等対処施設について、本定期事業者検査中に実施可能な範囲の干渉物対策^{※1}等を実施する。

(2) 燃料取替

原子炉内の燃料の一部を新燃料に取り替える。

(3) タービン電気油圧式制御装置取替工事

主タービンの回転数を一定に保つための制御装置について、予防保全として一式取替を実施する。

(4) 給水流量制御装置取替工事

原子炉の水位を一定に保つため、給水流量を制御する装置について、予防保全として一式取替を実施する。

(5) 原子炉隔離時冷却系制御装置取替工事

原子炉隔離時冷却系のポンプ注水流量を制御する装置について、予防保全として一式取替を実施する。

(6) 電気ペネトレーションのモジュール取替工事

原子炉格納容器の電気ペネトレーション（電気配線貫通部）の接続部について、予防保全として取替を実施する。

(7) 原子炉圧力容器他点検

運転開始から40年を超えて運転するために必要な特別点検^{※2}の実施に向け、原子炉圧力容器他に対し非破壊試験等によるデータ採取を実施する。

なお、運転期間延長に係る申請については、特別点検の結果や長期運転に向けた劣化管理状況などを踏まえ、今後判断していく。

※1 特定重大事故等対処施設の配管等の設置予定箇所に置かれている既設の配管や支持構造物、電線管の移設や形状変更を実施予定。

※2 原子炉圧力容器や原子炉格納容器などの重要設備における劣化状況を詳細に把握する点検。運転開始35年以降に点検等により採取したデータに基づき、劣化状況を確認・評価する。

3. 定期事業者検査の計画

別添一覧表のとおり。

以 上